※この資料は現時点（R8.11.1）のものであり、
今後、変更する可能性があります

令和８年８月２７日からの大雨による被災された農家の皆様への支援について

令和８年１１月

石川県農林水産部

令和８年８月２７日からの大雨により被災されたすべての皆様に心よりお見舞い申し上げます。

令和６年能登半島地震からの復旧・復興の途上において、今回の豪雨により農地や用排水路、農業用施設等に甚大な被害が発生し、今後の営農に不安をお持ちのことと思います。

この資料は、被災された農家の皆様が、営農再開に意欲を持って取り組んでいただけるよう、様々な支援策を盛り込んでいます。

ご不明な点がございましたら、相談窓口までお問い合わせください。

≪現地相談窓口≫

〇設置場所

石川県羽咋農林事務所（羽咋市石野町ヘ31）　0767-22-0001

〇受付時間

9：00～17:00　（平日のみ）

〇対象者

邑知潟干拓地・周辺農地で営農する農業者

目　　次

＜生産基盤の復旧＞

１　豪雨で被害を受けた農地・農業用施設を復旧したい・・・・１

２　農地や農業用水路などの小規模な修理に取り組みたい

　　①すべての地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

　　②多面的機能支払交付金対象地区・・・・・・・・・・・３

　　③中山間地域等直接支払交付金対象地区　・・・・・・・４

３　農地等の土砂撤去・作物残さ処理に取り組みたい・・・・・５

４　農地・農業用施設の復旧とあわせ、農地集積や区画拡大したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

５　水路等の復旧とあわせ、被災していない水路、農業用ため池の取水施設等も整備したい・・・・・・・・・・・・・・・７

＜機械・施設の修理・再取得＞

６　被災した農業用機械や施設を修理・再取得したい・・・・・８

７　大雨後の作業で故障した機械を修理したい・・・・・・・・９

８　被災した鳥獣被害防止柵を設置し直したい・・・・・・・１０

＜作付に関すること＞

９　水稲の収穫・乾燥調製作業を委託したい・・・・・・・・１１

10　被害を受けた農作物の植え直しや、生育回復に必要な防除や追肥をしたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

11　果樹の作付を継続したい・・・・・・・・・・・・・・・・１３

12　共同利用施設間で米などの農作物を輸送したい・・・・・１４

＜人手の確保＞

13　復旧作業に係る人手の支援が欲しい・・・・・・・・・・１５

＜運転資金＞

14　運転資金を借りたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
15　収入保険の補てん金が早急に欲しい・・・・・・・・・・・・１７
16　機械・施設の復旧資金を借りたい・・・・・・・・・・・・・１８

2026.9.30

市町、土地改良区

１　豪雨で被害を受けた農地・農業用施設を復旧したい

現在、被災箇所については、国、県、市町、土地改良区等で確認を行っていますが、被災を確認した場合は、市町、または土地改良区へお知らせをお願いします。

その際に、場所（どこの田んぼ、水路か）被災の状況（田面に堆積している土砂の厚さや流木の量、畦畔が崩れているのか、水路が詰まっているかなど）も写真とともにお知らせいただくと、関係機関と情報共有がなされ、速やかな復旧工事につながります。

１　支援内容

１箇所の復旧工事費が４０万円以上の農地や水路、パイプライン、頭首工等の被害の復旧工事費及び用水・排水を応急的に手当てするための工事費

・農地：田、畑、牧草地
・農業用施設：水路、ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ、農道、ため池、頭首工、用排水機場

※農地：現に耕作している、また休耕していても管理していれば対象です
※農業用施設：関係受益者が２人以上の施設

２　復旧工事の実施主体

市町、土地改良区

３　復旧工事にかかる農家の負担割合

農地　　：０％　～　１０％
農業用施設：０％　～　　３％

※市町によって負担割合が異なりますのでお問い合わせください。

４　申請先

各市町農林担当課

事業名：農地・農業用施設災害復旧事業【県・国】
担　当：石川県農林水産部　農業基盤課　076-225-1634

2026.9.30

【農業者自らによる復旧】

市 町、農 家

２　農地や農業用水路などの小規模な修理に取り組みたい ①

１　支援内容

（１）対象地域

羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

（２）対象施設

農地や農業用施設（水路・農道・ため池 等）

（３）支援対象経費

農家等による被災１か所あたり４０万円未満の簡易な修繕にかかる経費（資材費、リース代、労務費 等）

※地区内に４０万円未満の被災箇所が複数ある場合も交付額の範囲内で対象

２　支援対象者

市町、土地改良区、町会、生産組合、農業者 等

※多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業の対象地域も活用可能

３　支援対象者の負担割合

事業費の１／４　（県３／４）

※市町によって負担割合が異なることがありますので、お問い合わせください。

４　必要書類

・被災状況が確認できる写真

・令和８年８月２７日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象。その際、領収書等の支払関係書類

５　相談・申請先

各市町農林担当課

事業名：農地等手づくり復旧支援事業【県】
担　当：石川県農林水産部　里山振興室　076-225-1673

2026.9.30

【農業者自らによる復旧】

集落組織

２　農地や農業用水路などの小規模な修理に取り組みたい ②

（多面的機能支払交付金 対象地区）

１　支援内容

（１）対象施設

多面的機能支払交付金を活用している活動組織（農家等の組織する団体）が活動計画書に位置付けて保全管理する区域内の農地や農業用施設（水路・農道・ため池等）

（２）支援対象経費

農家等による被災１か所あたり４０万円未満の簡易な修繕にかかる経費（資材費、リース代、労務費 等）

※地区内に４０万円未満の被災箇所が複数ある場合も交付額の範囲内で対象

２　支援対象者

多面的機能支払交付金の活動組織

３　支援対象者の負担割合

負担なし（国１／２、県１／４、市町１／４）

※ 取組面積に応じた交付額の範囲内。地元負担なし

４　必要書類

領収書等の支払関係書類

特例措置適用実績報告表

５　相談・申請先

各市町農林担当課

事業名：多面的機能支払事業【県】
多面的機能支払交付金【国】
担　当：石川県農林水産部　里山振興室　076-225-1673

2026.9.30

【農業者自らによる復旧】

集落組織

２　農地や農業用水路などの小規模な修理に取り組みたい ③

（中山間地域等直接支払交付金 対象地区）

１　支援内容

（１）対象施設

中山間地域等直接支払制度を活用している集落協定組織（農家等の組織する団体）が協定書に位置付けて保全管理する区域内の農地や農業用施設（水路・農道・ため池 等）及び共同利用施設（活動組織が運営する倉庫や直売所）

（２）支援対象経費

農家等による被災１か所あたり４０万円未満の簡易な修繕にかかる経費（資材費、リース代、労務費 等）

※地区内に４０万円未満の被災箇所が複数ある場合も交付額の範囲内で対象

２　支援対象者

中山間地域等直接支払交付金の活動組織

３　支援対象者の負担割合

負担なし（国１／２、県１／４、市町１／４）

※ 取組面積に応じた交付額の範囲内。地元負担なし

４　必要書類

領収書等の支払関係書類

※協定書へ使途を明記し市町に届出が必要

５　相談・申請先

各市町農林担当課

事業名：中山間地域等直接支払事業【県】
　　中山間地域等直接支払交付金【国】
担　当：石川県農林水産部　里山振興室　076-225-1673

農 家

【農業者自らによる復旧】

３　農地等の土砂撤去・作物残さ処理に取り組みたい

１　支援内容

【農地の復旧】　※災害復旧事業の対象外となる農地

① 流木や瓦礫、土砂等の撤去を自ら行う場合

② 農作物残さの処理を自ら行う場合

【農業施設の復旧】

③ パイプハウスからの土砂撤去、残さ処理を自ら行う場合

２　支援対象者

大雨により、被災した農地に流入した瓦礫・土砂等の撤去や、収穫不可能となった農作物残さの処理が必要となった農家

※　被災した農地とは、８月２７日の大雨により土砂等が流入した農地または、３日以上冠水により収穫不能となった農地。
ただし、災害復旧事業の対象外農地とする。

３　支援対象者の負担割合

なし（定額補助　露地　　補助上限　２万５千円/１０ａ）

（　〃　　ハウス　　補助上限　１５万円/１０ａ）

４　必要書類

・土砂の流入状況や収穫不能となった農作物の状況が分かる写真
・土砂撤去・農作物処理（残さの撤去やすき込み等）後のほ場の写真
・取組状況が確認できる作業記録
・被災証明書（別途様式提示）

５　申請先

羽咋市（中能登町金丸、正部谷含む）　→　邑知潟土地改良区

上記以外の地区　→　市町、ＪＡなど

事業名：営農環境整備支援事業【県】
担　当：石川県農林水産部　生産振興課　076-225-1671

2026.9.30

市町･土地改良区

４　農地・農業用施設の復旧とあわせ、農地集積や区画拡大したい

１　支援内容

（１）対象施設

・農地・農業用施設（農業用水路、農道 等）

（２）支援対象経費、条件

・地域内の農地集積を計画的に実施するための区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備

・事業費２００万円以上、受益者２者以上

２　実施主体

市町、土地改良区

３　農家の負担割合

０％　～　３１％　（国５５%、県１４%）

※市町によって負担割合が異なりますのでお問い合わせください。

４　申請先

各市町農林担当課

事業名：農村総合整備事業（条件改善型）【県】
　　農地耕作条件改善事業【国】
担　当：石川県農林水産部　農業基盤課　076-225-1639

2026.9.30

市町・土地改良区

５　水路等の復旧とあわせ、被災していない水路、農業用ため池の取水施設等も整備したい

１　支援内容

（１）対象施設

・農業用水路、用水機場、農業用ため池 等

（２）支援対象経費、条件

・農業用排水路、用水機場等の長寿命化のための整備にかかる費用
・農業用ため池の豪雨・地震等の対策をするための整備にかかる費用
・事業費２００万円以上、受益者２者以上

２　実施主体

市町、土地改良区

３　農家の負担割合

０％　～　３１％（国５５％、県１４％）

※市町によって負担割合が異なりますのでお問い合わせください。

４　申請先

各市町農林担当課

事業名：農村総合整備（条件改善型）【県】
　　農業水路等長寿命化防災減災事業【国】
担　当：石川県農林水産部　農業基盤課　076-225-1634

2026.9.30

農家

６　被災した農業用機械や施設を修理・再取得したい

支援の概要

被災した農業用機械や施設等の修理・再取得に要する経費を支援

１　支援内容

（１）対象機械・施設

市町長が大雨被害を受けたことを認めた農業用機械や施設

※整備内容ごとに５０万円以上のもの

※原則として、法定耐用年数が５年以上２０年以下のもの

（２）支援対象経費

修繕、再取得に要する費用（施工費、解体費、撤去費を含む）

２　支援対象者

地域計画の目標地図に位置付けられた者

３　支援対象者の負担割合

事業費の１／２（県１／２以内）市町によっては上乗せ補助あり

※国の支援制度が発動された場合、国制度と県合わせて１／２以内

※支援対象者ごとに、補助上限金額１千万円

４　必要書類など

・市町長による被災証明

※被災状況が確認できる写真や修繕不能証明、固定資産台帳などが必要です。

・R8 年 8 月 27 日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象

※写真のほか、見積書や領収書等の支払関係書類を保管しておいてください。

・修繕・再取得した農業用機械等については、保険等に加入が必要

５　申請先　　各市町農林担当課

事業名：農業機械再取得等支援事業（令和８年８月大雨）【県】
担　当：石川県農林水産部　農業経営戦略課　076-225-1660

2026.9.30

農 家

７　大雨後の作業で故障した機械を修理したい

１　支援内容

豪雨後の農作業により故障した農業機械の修理

２　支援対象

被災した農地において、豪雨後の農作業で故障した農業機械

※　被災した農地とは、８月２７日の大雨により土砂等が流入した農地または、３日以上冠水により収穫不能となった農地。
ただし、災害復旧事業の対象外農地とする。

３　支援対象者の負担割合

修理費の１/３（県２/３以内）　※補助額上限６６万円/戸

４　必要書類

・被災証明書（土砂流入した農地で農業機械が故障した場合）
・農業機械が故障した農地の位置図（冠水農地で故障した場合）
・農業機械の修理に係る見積書および請求書、領収書
・農機メーカー発行の故障証明書（別途様式提示）

５　申請先

市町、ＪＡなど

事業名：営農環境整備支援事業【県】
担　当：石川県農林水産部　生産振興課　076-225-1671

2026.9.30

地域協議会

８　被災した鳥獣被害防止柵を設置し直したい

１　支援内容

（１）対象施設

野生鳥獣による農作物被害を防止するための侵入防止柵
（電気柵・ワイヤーメッシュ柵 等）

（２）支援対象経費

侵入防止柵の資材費

※ただし支援単価には上限額があります。

２　支援対象者

地域協議会

３　支援対象者の負担割合

自主施工の場合：負担なし

業者発注の場合：費用（資材費・設置費）の１／２

４　必要書類

被災状況が確認できる写真と被災場所のわかる地図

５　相談・申請先

各市町農林担当課

事業名：鳥獣被害防止総合対策事業【県】
鳥獣被害防止総合対策交付金【国】
担　当：石川県農林水産部　里山振興室　076-225-1673

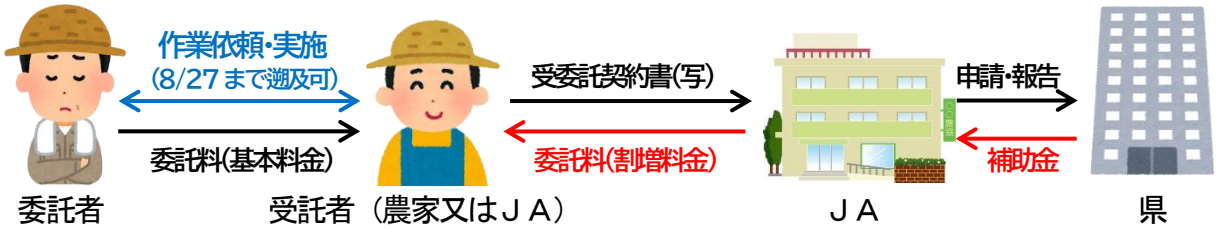
2026.9.30

農家、JA

９　水稲の収穫・乾燥調製作業を委託したい

水稲の収穫・乾燥調製作業が困難となった農家が作業委託する際の、倒伏など悪条件下の作業で生じる割増料金を支援します。

１　支援の流れ



２　支援内容

（１）対象地域

羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

（２）対象作業

コンバイン刈取作業、乾燥調製作業及びこれらに付随する作業

（３）支援対象経費

対象作業の委託にかかる割増料金（上限４万円／１０ａ）

※受託者が契約の際に割増料金を減免することが必要

３　支援対象者（負担割合）

作業を委託する農家（基本料金のみ）

４　補助金交付先

作業を受託する、農家及びＪＡ

５　必要書類

８／２７以降に締結した作業受委託契約書写し（様式任意）

６　申請先

ＪＡ

事業名：被災農業者再建支援事業【県】
担　当：石川県農林水産部　農業経営戦略課 076-225-1633

農 家

10　被害を受けた農作物の植え直しや、生育回復に必要な防除や追肥をしたい

１　支援内容

【農産物の収量・品質の向上に係る取組】

① 被害を受けた農作物の植え直し（播き直し）にかかる種苗、肥料などの資材費

② 植え直しに必要な作業委託費、農業機械等のレンタル費

③ 被害を受けた農作物の生育回復に必要な防除や追肥にかかる費用

２　支援対象者

大雨により農作物に被害のあった農家

３　支援対象者の負担割合

・資材費（種苗費、農薬費、肥料費など）の１/３（県２/３）

・委託費等の１/３（県２/３）

４　必要書類

・被災証明書（別途様式提示）

・被害状況と取組後の写真

・取組状況が確認できる作業記録

・種苗など資材の購入に係る請求書、納品書、領収書（①③）

・委託費等が分かる請求書、領収書（②）

５　申請先

市町、ＪＡなど

事業名：営農環境整備支援事業【県】

担　当：石川県農林水産部　生産振興課　076-225-1671

2026.9.30

農家

11　果樹の作付を継続したい

１　支援内容

果樹園の被災に伴う改植や新植などに要する経費への助成

（１）優良品目・品種への改植や新植

品　目	助成額（(　)は新植の場合）
① りんご、なし、柿、ぶどう、桃、栗、いちじく	１７万円/10a（１５万円/10a）
② 加工用ぶどう、りんご(わい化栽培)	３３万円/10a（３２万円/10a）
③ かんきつ	２３万円/10a（２１万円/10a）
④ 上記のいずれの場合にも該当しない品目	事業費の１／２以内

（２）小規模な園地整備

・園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備

・防霜ファン、防風ネット等の整備

（３）未収益期間の栽培管理経費

５．５万円/10a×４年分(最大)＝２２万円/10a

※ 本事業を活用し、農家ごとに、おおむね２ａ以上を同一年度内に改植・新植した場合が対象

２　支援対象者

農家（ただし、産地計画において担い手と定められた農家）

３　支援対象者の負担割合

・（１）の①～③及び（３）は負担なし（全額国負担）

・（１）の④及び（２）は 事業費の１／２（国１／２）

４　留意事項

産地自らが具体的な目標を定めた「産地計画」の策定が必要

※「産地計画」の策定主体は、産地協議会（農家やJA、行政等で構成）等

事業名：持続的生産強化対策事業【国】
担　当：石川県農林水産部生産振興課　076-225-1671

2026.9.30

ＪＡ

12　共同利用施設間で米などの農作物を輸送したい

１　支援内容

被災したライスセンターの復旧が間に合わない場合に、周辺のライスセンターで乾燥調製を行うために必要な輸送経費への助成

※米に限らず、穀類や野菜を共同利用施設間で輸送する場合も対象

２　支援対象者

ＪＡ

３　支援対象者の負担割合

負担なし（補助上限９，０００円/ｔ）

４　必要書類

・被災状況が確認できる写真＋被災証明書

・見積書や領収書等の支払関係書類および運行日誌

５　申請先

市町、ＪＡなど

事業名：営農環境整備支援事業【県】
担　当：石川県農林水産部　生産振興　076-225-1671

2026.9.30

農家、集落組織

13　復旧作業に係る人手の支援が欲しい（いしかわ農林水産業ボランティア【災害支援枠】）

１．支援内容

今般の大雨により、水田に流入した稲わらや災害ごみの撤去、水路の泥上げ、事務所や農業用施設の泥出しなどの活動を支援するボランティアを派遣

２　支援対象者

今回の大雨により被害を受けた、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町の認定農業者、農事組合法人、集落営農組織等

３　活動申込みの流れ

・派遣を必要とする対象者の方は、下記４に相談
・県の担当者が現地の状況等を確認
・活動場所や募集人数を決定し、県ホームページにて募集開始

※活動の内容によっては、お応えできない場合があります。

※１か所あたり 10 人以上等の活動は、バスで派遣する場合があります。

４　問合せ及び申請先

石川県中能登農林総合事務所企画調整室（TEL：0767-52-2583）
石川県農林水産部里山振興室（TEL：076-225-1631）

事業名：いしかわ農林水産業ボランティア【県】
担　当：石川県農林水産部　里山振興室 076-225-1631

2026.9.30

農家

14　運転資金を借りたい

１　支援内容

（１）農林漁業セーフティネット資金

・貸付限度額：年間経営費等の６／１２または６００万円
・償 還 期 限：１５年（据置期間３年）
・借 入 金 利：2.00～2.95％（**貸付当初５年間 実質無利子**）※1 ※2

（２）農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）

・貸付限度額：個人３億円、法人１０億円
・償 還 期 限：２５年以内（措置期間：１０年以内）
・借 入 金 利：2.00～3.20％（**貸付当初５年間 実質無利子**）※1 ※2

※１ 国・県・市町による利子補給により、貸付当初５年間、実質無利子となります。
県と市町の利子補給を受けたい場合、融資後にお住まいの市町への申請が必要です。

※２ 基準金利はR8.8.20時点（利率は金利情勢によって変動しますので、記載されている利率とは異なる場合があります。）

２　支援対象者

被災した農林漁業者

３　必要書類

被災証明書

４　問い合わせ先

・（株）日本政策金融公庫金沢支店
ＴＥＬ：０７６－２６３－６４７１（代表）
・ＪＡバンク石川信連 食農営業部
ＴＥＬ：０７６－２４０－５１４１（直通）

事業名：被災農業者再建支援事業【県】
担　当：石川県農林水産部　農業経営戦略課 076-225-1615

2026.9.30

農家

15　収入保険の補てん金が早急に欲しい

１　支援内容

〇収入保険

　収入保険の補てん金の支払いは、保険期間の終了後になりますが、保険期間中であっても自然災害等により補てん金の受け取りが見込まれる場合、無利子のつなぎ融資を受けることができます。

※その他、収入保険・農業共済の保険料の納付期限の延長なども措置されていますので、支援内容についての詳細は「３　問い合わせ先」までご連絡ください。

２　支援対象者

　収入保険に加入している農家

３　問い合わせ先

　石川県農業共済組合

　　ＴＥＬ：０７６－２３９－３１１１

事業名：被災農業者再建支援事業【県】
担　当：石川県農林水産部　農業経営戦略課 076-225-1615

16　機械・施設の復旧資金を借りたい

１　支援内容

（１）農業近代化資金

・貸付限度額：個人２億円、法人７億円
・償還期限：２０年以内（据置期間７年以内）
・借入金利3.20％ ※1 ※2

（２）農林漁業施設資金

・貸付限度額：負担額の８０％又は１施設３００万円
・償 還 期 限：１５年以内（据置期間３年以内）
・借入金利：2.00％～3.20％ ※1 ※2

※１ 激甚災害（本激）に指定された場合、金利が軽減されることがあります。
※２ 基準金利はR8.8.20時点（利率は金利情勢によって変動しますので、記載されている利率とは異なる場合があります。）

２　支援対象者

被災した農家等

３　問い合わせ先

〇農林漁業施設資金
・（株）日本政策金融公庫金沢支店　TEL：076-263-6471
・ＪＡバンク石川信連 食農営業部　TEL：076-240-5141
〇農業近代化資金
最寄りのＪＡ等の窓口までお問合せください。

事業名：被災農業者再建支援事業【県】
担　当：石川県農林水産部　農業経営戦略課 076-225-1615